

平成29年 3月27日

桑名市議会議長

伊藤 真人 様

提出者 桑名市議会議員 市野 善隆

同 伊藤 研司

同 松田 正美

議案第61号 桑名市体育施設条例の一部を改正する条例に対する修正案

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び桑名市議会会議規則第16条の規定により提出します。

議案第61号 桑名市体育施設条例の一部を改正する条例に対する修正案  
 議案第61号桑名市体育施設条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

第2条の表桑名市総合運動公園多目的運動広場の項の次に1項を加える改正規定を削る。

別表第1 休業日の表桑名市総合運動公園多目的運動広場 桑名市大山田第二公園運動広場 桑名市星川公園運動広場 桑名市多度アイリスパークグラウンド 桑名市九華公園相撲場の項の次に1項を加える改正規定を削る。

別表第2 利用時間の表の改正規定を削る。

別表第3の改正規定を次のように改める。

別表第3を次のように改める。

別表（第9条関係）

第3 体育館関係施設使用料

1 桑名市体育館

利用区分		時間区分		9時～12時	13時～17時	18時～21時
		アマチュア	学校			
競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツ	学校	1,540円	2,160円	3,090円
			一般	3,090円	4,320円	6,170円
		その他		10,290円	15,430円	20,570円
	入場料等を徴収する場合	アマチュア	学校	3,090円	4,320円	6,170円
		スポーツ	一般	6,170円	8,640円	12,340円
		その他		20,570円	30,860円	41,140円
個人利用	中学生以下		1回（2時間以内）50円（回数券12回で500円）			
	一般		1回（2時間以内）100円（回数券12回で1,000円）			
小体育室	アマチュアスポーツ	学校（大学を除く。）		520円	720円	1,030円
		一般		1,030円	1,440円	2,060円
	その他		3,090円	5,140円	6,170円	
	個人利用	中学生以下		1回（2時間以内）50円（回数券12回で500円）		
一般		1回（2時間以内）100円（回数券12回で1,000円）				
剣道場	学校（大学を除く。）		520円	720円	1,030円	
	一般		1,030円	1,540円	2,060円	
柔道場	学校（大学を除く。）		520円	720円	1,030円	
	一般		1,030円	1,540円	2,060円	
会議室				620円	720円	1,030円
トレーニング室	個人利用	中学生以下		1回（2時間以内）50円（回数券12回で500円）		
		一般		1回（2時間以内）100円（回数券12回で1,000円）		

備考

- 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。
- 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2、1/3、1/6の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2、1/3、1/6（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- 冷暖房設備を使用した場合は、使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に次の表に掲げる区分に応じ、当該表に掲げる額を乗じて得た額を徴収する。

区分	暖房	冷房
競技場	3,600円	3,600円
剣道場	1,030円	1,030円
柔道場	1,030円	1,030円
会議室	310円	520円

- (6) 水銀灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に、520円を乗じて得た額を徴収する。ただし、競技場において半灯にした場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とし、個人利用には適用しない。
- (7) 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を伴う場合をいう。
- (8) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (9) 個人利用回数券の期限は、発行の日から6月以内とする。

## 2 桑名市多度体育センター

競技場	時間区分		8時30分～12時	13時～16時30分	17時30分～21時30分	回数券の額
	利用区分					
個人利用	専用利用		520円	520円	520円	250円券11回分 2,500円
	中学生以下	専用利用	50円	50円	50円	50円券11回分 500円
		一般	100円	100円	100円	100円券11回分 1,000円
会議室	ミーティンググループ	専用利用	520円	520円	520円	
		和室	520円	520円	520円	

### 備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 会議室において冷暖房設備を使用した場合は、各室ごとに使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に、100円を乗じて得た額を徴収する。
- (3) 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- (4) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (5) 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- (6) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。

## 3 桑名市長島B&G海洋センター体育館

競技場	時間区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時
	利用区分				
個人利用	専用利用		1,030円	1,030円	2,060円
	高校生以下	専用利用	50円	50円	100円
		一般	100円	100円	210円

### 備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 2以上の時間区分にわたって利用する場合は、それぞれの区分の合計額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (4) 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。

別表第5 野球場使用料の表の改正規定を削る。

別表第6 テニスコート使用料の表の改正規定を削る。

別表第7の改正規定を削る。

別表第8 多目的体育施設等使用料の表の改正規定を次のように改める。

別表第8 多目的体育施設等使用料の表を次のように改める。

第8 多目的体育施設等使用料

施設名		使用料及び区分			
桑名市総合運動公園サッカー場	メイングラウンド	6時～7時	2,060円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。	
		7時～8時	2,060円		
		8時～9時	2,060円		
		9時～10時	2,060円		
		10時～11時	2,060円		
		11時～12時	2,060円		
		12時～13時	2,060円		
		13時～14時	2,060円		
		14時～15時	2,060円		
		15時～16時	2,060円		
		16時～17時	2,060円		
		17時～18時	2,060円		
		サブグラウンド	6時～7時		1,500円
	7時～8時		1,500円		
	8時～9時		1,500円		
	9時～10時		1,500円		
	10時～11時		1,500円		
	11時～12時		1,500円		
	12時～13時		1,500円		
	13時～14時		1,500円		
	14時～15時		1,500円		
	15時～16時		1,500円		
	16時～17時	1,500円			
17時～18時	1,500円				
桑名市総合運動公園多目的運動広場	9時～13時	無料			
桑名市星川公園運動広場	13時～17時				
桑名市多度アイリスパークグラウンド	7時～10時	4,110円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、1区分10,290円とする。		
	10時～13時	4,110円			
	13時～16時	4,110円			
	16時～19時	4,110円			
(1) 一部利用をする場合は、面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2(10円未満の端数は、切り上げる。)とする。 (2) 回数券は、2,000円券11回分で20,000円とする。 (3) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。					
桑名市長島運動公園	サッカー場 ソフトボール場	1面1区分につき		桑名市民以外の者	
				月曜日～土曜日	日曜日・祝日
		日出～8時	310円	1,030円	1,540円
		8時～12時	520円	2,060円	3,090円
		12時～16時	520円	2,060円	3,090円
		8時～16時	1,030円	4,110円	6,170円
	16時～日没	310円	1,030円	1,540円	
サッカー場を分割利用する場合	早朝・夕方1面につき100円 午前・午後1面につき410円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。			

桑名市大山田第二公園運動広場	9時～13時	1,540円	桑名市民以外の者が利用する場合の 使用料は、当該使用料の倍額とする。
	13時～17時	1,540円	
桑名市九華公園相撲場	無料		

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

別表第9 桑名市総合運動公園多目的運動広場の項の次に1項を加える改正規定を削る。

附則を次のように改める。

附 則

この条例は、平成29年5月1日から施行する。

参 考

(修正のあらまし)

施設の使用料につきまして、現在の金額を維持するため、所要の修正を行うものであります。

関係条文対照表

修 正 前	修 正 後																																																
<p>(第2条) (名称及び位置) 第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑名市総合運動公園 サッカー場</td> <td>桑名市大字播磨1584番 地108</td> </tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園 多目的運動広場</td> <td>桑名市大字西方2223番 地1他</td> </tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園 デイキャンプ場</td> <td>桑名市大字播磨1584番 地164他</td> </tr> <tr> <td>桑名市多度アイリス パークグラウンド</td> <td>桑名市多度町御衣野 4000番地</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第1) 別表(第3条の2関係) 第1 休業日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">休業日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑名市総合運動公園 サッカー場</td> <td>火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで</td> </tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市大山田第二公 園運動広場 桑名市星川公園運動 広場 桑名市多度アイリス パークグラウンド 桑名市九華公園相撲 場</td> <td>12月29日から翌年1月 3日まで ただし、12月28日ま でに申請をし、許可され た場合は、この限りで ない。</td> </tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園 デイキャンプ場</td> <td>火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	桑名市総合運動公園 サッカー場	桑名市大字播磨1584番 地108	桑名市総合運動公園 多目的運動広場	桑名市大字西方2223番 地1他	桑名市総合運動公園 デイキャンプ場	桑名市大字播磨1584番 地164他	桑名市多度アイリス パークグラウンド	桑名市多度町御衣野 4000番地	(略)	(略)	施設名	休業日	(略)	(略)	桑名市総合運動公園 サッカー場	火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで	桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市大山田第二公 園運動広場 桑名市星川公園運動 広場 桑名市多度アイリス パークグラウンド 桑名市九華公園相撲 場	12月29日から翌年1月 3日まで ただし、12月28日ま でに申請をし、許可され た場合は、この限りで ない。	桑名市総合運動公園 デイキャンプ場	火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑名市総合運動公園 サッカー場</td> <td>桑名市大字播磨1584番 地108</td> </tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園 多目的運動広場</td> <td>桑名市大字西方2223番 地1他</td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td>削る</td> </tr> <tr> <td>桑名市多度アイリス パークグラウンド</td> <td>桑名市多度町御衣野 4000番地</td> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">施設名</th> <th style="text-align: center;">休業日</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">(略)</th> <th style="text-align: center;">(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桑名市総合運動公園 サッカー場</td> <td>火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで</td> </tr> <tr> <td>桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市大山田第二公 園運動広場 桑名市星川公園運動 広場 桑名市多度アイリス パークグラウンド 桑名市九華公園相撲 場</td> <td>12月29日から翌年1月 3日まで ただし、12月28日ま でに申請をし、許可され た場合は、この限りで ない。</td> </tr> <tr> <td>削る</td> <td>削る</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	桑名市総合運動公園 サッカー場	桑名市大字播磨1584番 地108	桑名市総合運動公園 多目的運動広場	桑名市大字西方2223番 地1他	削る	削る	桑名市多度アイリス パークグラウンド	桑名市多度町御衣野 4000番地	(略)	(略)	施設名	休業日	(略)	(略)	桑名市総合運動公園 サッカー場	火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで	桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市大山田第二公 園運動広場 桑名市星川公園運動 広場 桑名市多度アイリス パークグラウンド 桑名市九華公園相撲 場	12月29日から翌年1月 3日まで ただし、12月28日ま でに申請をし、許可され た場合は、この限りで ない。	削る	削る
名称	位置																																																
(略)	(略)																																																
桑名市総合運動公園 サッカー場	桑名市大字播磨1584番 地108																																																
桑名市総合運動公園 多目的運動広場	桑名市大字西方2223番 地1他																																																
桑名市総合運動公園 デイキャンプ場	桑名市大字播磨1584番 地164他																																																
桑名市多度アイリス パークグラウンド	桑名市多度町御衣野 4000番地																																																
(略)	(略)																																																
施設名	休業日																																																
(略)	(略)																																																
桑名市総合運動公園 サッカー場	火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで																																																
桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市大山田第二公 園運動広場 桑名市星川公園運動 広場 桑名市多度アイリス パークグラウンド 桑名市九華公園相撲 場	12月29日から翌年1月 3日まで ただし、12月28日ま でに申請をし、許可され た場合は、この限りで ない。																																																
桑名市総合運動公園 デイキャンプ場	火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで																																																
名称	位置																																																
(略)	(略)																																																
桑名市総合運動公園 サッカー場	桑名市大字播磨1584番 地108																																																
桑名市総合運動公園 多目的運動広場	桑名市大字西方2223番 地1他																																																
削る	削る																																																
桑名市多度アイリス パークグラウンド	桑名市多度町御衣野 4000番地																																																
(略)	(略)																																																
施設名	休業日																																																
(略)	(略)																																																
桑名市総合運動公園 サッカー場	火曜日。ただし、火曜日 が祝日に当たるとき は、その翌日以降の最 初の平日 12月29日から翌年1月 3日まで																																																
桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市大山田第二公 園運動広場 桑名市星川公園運動 広場 桑名市多度アイリス パークグラウンド 桑名市九華公園相撲 場	12月29日から翌年1月 3日まで ただし、12月28日ま でに申請をし、許可され た場合は、この限りで ない。																																																
削る	削る																																																

桑名市長島運動公園	12月29日から翌年1月3日まで
-----------	------------------

桑名市長島運動公園	12月29日から翌年1月3日まで
-----------	------------------

(別表第2)

別表 (第3条の3関係)

第2 利用時間

施設名 (略)	利用時間 (略)
桑名市総合運動公園 サッカー場	午前9時から午後5時まで。ただし、3月1日から10月31日までは午前6時から午後6時までとする。
桑名市総合運動公園 多目的運動広場	専用利用の場合に適用する。 午前9時から午後5時まで
桑名市総合運動公園 デイキャンプ場	午前9時から午後4時まで
桑名市多度アイリス パークグラウンド	専用利用の場合に適用する。 午前7時から午後4時まで。ただし、6月1日から8月31日までは午前7時から午後7時まで (午後7時までは、日没までと読み替える。)
桑名市長島運動公園	日出から日没まで
桑名市大山田第二公園運動広場 桑名市星川公園運動広場	午前9時から午後5時まで
(略)	(略)

施設名 (略)	利用時間 (略)
桑名市総合運動公園 サッカー場	午前9時から午後5時まで。ただし、3月1日から10月31日までは午前6時から午後6時までとする。
桑名市総合運動公園 多目的運動広場 桑名市星川公園運動広場 削る	専用利用の場合に適用する。 午前9時から午後5時まで 削る
桑名市多度アイリス パークグラウンド	専用利用の場合に適用する。 午前7時から午後4時まで。ただし、6月1日から8月31日までは午前7時から午後7時まで (午後7時までは、日没までと読み替える。)
桑名市長島運動公園	日出から日没まで
桑名市大山田第二公園運動広場	午前9時から午後5時まで
(略)	(略)

(別表第3)

別表 (第9条関係)

第3 体育館関係施設使用料 [別記]

(別表第5)

第5 野球場使用料 [別記]

(別表第6)

第6 テニスコート使用料 [別記]

(別表第7)

第7 プール使用料 [別記]

(別表第8)

別表 (第9条関係)

第3 体育館関係施設使用料 [別記]

第5 野球場使用料 [別記]

第6 テニスコート使用料 [別記]

第7 プール使用料 [別記]

第8 多目的体育施設等使用料〔別記〕

(別表第9)

別表(第18条関係)

第9

名称
(略)
桑名市総合運動公園サッカー場
桑名市総合運動公園多目的運動広場
桑名市総合運動公園デイキャンプ場
桑名市大山田第二公園運動広場
(略)

第8 多目的体育施設等使用料〔別記〕

名称
(略)
桑名市総合運動公園サッカー場
桑名市総合運動公園多目的運動広場
削る
桑名市大山田第二公園運動広場
(略)



[修正前]

別表（第9条関係）

第3 体育館関係施設使用料

1 桑名市体育館

時間区分			9時～12時	13時～17時	18時～21時
競技場	入場料等を徴収しない場合	アマチュア学校	1,940円	2,710円	3,870円
		スポーツ一般	3,880円	5,420円	7,740円
		その他	12,910円	19,360円	25,820円
	入場料等を徴収する場合	アマチュア学校	3,880円	5,420円	7,740円
		スポーツ一般	7,760円	10,840円	15,480円
		その他	25,820円	38,720円	51,640円
	個人利用	中学生以下	1回（2時間以内）150円（回数券12回で1,500円）		
一般		1回（2時間以内）300円（回数券12回で3,000円）			
小体育室	アマチュアスポーツ	学校（大学を除く。）	720円	1,010円	1,450円
		一般	1,440円	2,020円	2,890円
	その他	4,330円	7,200円	8,640円	
	個人利用	中学生以下	1回（2時間以内）150円（回数券12回で1,500円）		
一般		1回（2時間以内）300円（回数券12回で3,000円）			
剣道場	学校（大学を除く。）	720円	1,080円	1,450円	
	一般	1,440円	2,160円	2,890円	
柔道場	学校（大学を除く。）	720円	1,080円	1,450円	
	一般	1,440円	2,160円	2,890円	
会議室			740円	860円	1,230円
トレーニング室	個人利用	中学生以下	1回（2時間以内）150円（回数券12回で1,500円）		
		一般	1回（2時間以内）300円（回数券12回で3,000円）		

備考

- 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。
- 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2、1/3、1/6の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2、1/3、1/6（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- 冷暖房設備を使用した場合は、使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に次の表に掲げる区分に応じ、当該表に掲げる額を乗じて得た額を徴収する。

区分	暖房	冷房
競技場	3,600円	3,600円
剣道場	1,030円	1,030円
柔道場	1,030円	1,030円
会議室	310円	520円

- 水銀灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に、520円を乗じて得た額を徴収する。ただし、競技場において半灯にした場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とし、個人利用には適用しない。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を伴う場合をいう。

(8) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

(9) 個人利用回数券の期限は、発行の日から6月以内とする。

## 2 桑名市多度体育センター

競技場	時間区分		8時30分～12時	13時～16時30分	17時30分～21時30分	回数券の額
	利用区分					
専用利用			1,500円	1,500円	3,000円	
	個人利用	中学生以下	150円	150円	150円	150円券11回分 1,500円
		一般	300円	300円	300円	300円券11回分 3,000円
会議室	ミーティング グループ	専用利用	700円	700円	1,050円	
			和室	700円	700円	1,050円

### 備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 会議室において冷暖房設備を使用した場合は、各室ごとに使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に、100円を乗じて得た額を徴収する。
- (3) 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- (4) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (5) 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- (6) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。

## 3 桑名市長島B&G海洋センター体育館

競技場	時間区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時
	利用区分				
専用利用			1,500円	1,500円	3,000円
個人利用	高校生以下		150円	150円	150円
	一般		300円	300円	300円

### 備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 2以上の時間区分にわたって利用する場合は、それぞれの区分の合計額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (4) 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。

[修正後]

別表（第9条関係）

第3 体育館関係施設使用料

1 桑名市体育館

時間区分				9時～12時	13時～17時	18時～21時
利用区分						
競技場	入場料等を徴収しない場合	アマチュア	学校	1,540円	2,160円	3,090円
		スポーツ	一般	3,090円	4,320円	6,170円
		その他		10,290円	15,430円	20,570円
	入場料等を徴収する場合	アマチュア	学校	3,090円	4,320円	6,170円
		スポーツ	一般	6,170円	8,640円	12,340円
		その他		20,570円	30,860円	41,140円
個人利用	中学生以下		1回（2時間以内）50円（回数券12回で500円）			
	一般		1回（2時間以内）100円（回数券12回で1,000円）			
小体育室	アマチュアスポーツ	学校（大学を除く。）	520円	720円	1,030円	
		一般	1,030円	1,440円	2,060円	
	その他		3,090円	5,140円	6,170円	
	個人利用	中学生以下		1回（2時間以内）50円（回数券12回で500円）		
一般		1回（2時間以内）100円（回数券12回で1,000円）				
剣道場	学校（大学を除く。）		520円	720円	1,030円	
	一般		1,030円	1,540円	2,060円	
柔道場	学校（大学を除く。）		520円	720円	1,030円	
	一般		1,030円	1,540円	2,060円	
会議室				620円	720円	1,030円
トレーニング室	個人利用	中学生以下		1回（2時間以内）50円（回数券12回で500円）		
		一般		1回（2時間以内）100円（回数券12回で1,000円）		

備考

- 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- 学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校をいう。
- 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2、1/3、1/6の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2、1/3、1/6（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- 冷暖房設備を使用した場合は、使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に次の表に掲げる区分に応じ、当該表に掲げる額を乗じて得た額を徴収する。

区分	暖房	冷房
競技場	3,600円	3,600円
剣道場	1,030円	1,030円
柔道場	1,030円	1,030円
会議室	310円	520円

- 水銀灯使用料は、使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に、520円を乗じて得た額を徴収する。ただし、競技場において半灯にした場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とし、個人利用には適用しない。
- 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を伴う場合をいう。

(8) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

(9) 個人利用回数券の期限は、発行の日から6月以内とする。

## 2 桑名市多度体育センター

競技場	時間区分		8時30分～12時	13時～16時30分	17時30分～21時30分	回数券の額
	利用区分					
	専用利用		520円	520円	520円	250円券11回分 2,500円
	個人利用	中学生以下	50円	50円	50円	50円券11回分 500円
		一般	100円	100円	100円	100円券11回分 1,000円
会議室	ミーティンググループ 和室	専用利用	520円	520円	520円	
			520円	520円	520円	

### 備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 会議室において冷暖房設備を使用した場合は、各室ごとに使用した時間（1時間に満たない場合は、1時間とみなす。）に、100円を乗じて得た額を徴収する。
- (3) 時間区分を超えて利用した場合の、その超える部分の使用料は、許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料によるものとする。ただし、超えた時間が当該時間区分の1/2以内の場合は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- (4) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (5) 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。
- (6) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。

## 3 桑名市長島B&G海洋センター体育館

競技場	時間区分		9時～12時	13時～17時	18時～22時
	利用区分				
	専用利用		1,030円	1,030円	2,060円
	個人利用	高校生以下	50円	50円	100円
		一般	100円	100円	210円

### 備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 2以上の時間区分にわたって利用する場合は、それぞれの区分の合計額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- (4) 競技場の一部利用をする場合は、床面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。

[修正前]

第5 野球場使用料

施設名	区分	使用料		
		入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	
桑名市九華公園野球場	9時～13時	4,110円	入場料が1人1,000円以下の場合 1区分41,100円 入場料が1人1,000円を超える場合 1区分82,200円	
	13時～17時	4,110円		
	17時～21時	4,110円		
桑名市大山田第四公園ソフトボール場	9時～13時	4,110円		
	13時～17時	4,110円		
桑名市深谷野球場	6時～9時	4,110円		
	9時～13時	4,110円		
	13時～17時	4,110円		
桑名市北部野球場	7時～10時	4,110円		
	10時～13時	4,110円		
	13時～16時	4,110円		
	16時～19時	4,110円		
	19時～22時	4,110円		
			(1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。 (2) 桑名市九華公園野球場及び桑名市多度アイリスパーク球場の夜間利用の場合は、他に照明料として1時間につき7,200円を徴収する。	
桑名市長島運動公園野球場	1面1区分につき		桑名市民以外の者	
			月曜日～土曜日	日曜日・祝日
	日出～8時	420円	1,400円	2,100円
	8時～12時	700円	2,800円	4,200円
	12時～16時	700円	2,800円	4,200円
	16時～日没	420円	1,400円	2,100円

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

[修正後]

第5 野球場使用料

施設名	区分	使用料		
		入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	
桑名市九華公園野球場	9時～13時	2,060円	入場料が1人1,000円以下の場合 1区分20,600円	
	13時～17時	2,060円		
	17時～21時	2,060円		
桑名市大山田第四公園ソフトボール場	9時～13時	2,060円	入場料が1人1,000円を超える場合 1区分41,200円	
	13時～17時	2,060円		
桑名市深谷野球場	6時～9時	2,060円	(1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。 (2) 桑名市九華公園野球場の夜間利用の場合は、他に照明料として1時間につき7,200円を徴収する。	
	9時～13時	2,060円		
	13時～17時	2,060円		
桑名市北部野球場	6時～9時	2,060円	(1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。 (2) 桑名市九華公園野球場の夜間利用の場合は、他に照明料として1時間につき7,200円を徴収する。	
	9時～13時	2,060円		
	13時～17時	2,060円		
桑名市多度アイリスパーク球場	区分	使用料		
		入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合	
	7時～10時	4,110円	入場料が1人1,000円以下の場合 1区分41,100円	
	10時～13時	4,110円		
	13時～16時	4,110円		
	16時～19時	4,110円	入場料が1人1,000円を超える場合 1区分82,200円	
	19時～22時	4,110円		
(1) 桑名市民以外の者が利用場合は、1区分12,330円とする。 (2) 夜間利用の場合は、他に照明料として1時間につき4,110円を徴収する。 (3) 回数券は、4,000円券11回分で40,000円とする。 (4) 回数券は、照明料に使用できる。 (5) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。				
桑名市長島運動公園野球場	1面1区分につき		桑名市民以外の者	
			月曜日～土曜日	日曜日・祝日
	日出～8時	310円	1,030円	1,540円
	8時～12時	520円	2,060円	3,090円
	12時～16時	520円	2,060円	3,090円
	8時～16時	1,030円	4,110円	6,170円
16時～日没	310円	1,030円	1,540円	

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

[修正前]

第6 テニスコート使用料

施設名	使用料及び区分（1面につき）			
桑名市立花公園テニスコート 桑名市大山田第二公園テニスコート 桑名市こばさか公園テニスコート	8時～10時	700円		桑名市民以外の者が 利用する場合の使用 料は、当該使用料の倍 額とする。
	10時～12時	700円		
	12時～14時	700円		
	14時～16時	700円		
	16時～18時	700円		
桑名市総合運動公園テニスコート		一般	中学生以下	
	6時～9時	1,500円	750円	
	9時～11時	1,500円	750円	
	11時～13時	1,500円	750円	
	13時～15時	1,500円	750円	
	15時～17時	1,500円	750円	
	17時～19時	2,250円	1,130円	
	19時～21時	3,000円	1,500円	
	ロッカー使用 1ボックス 1回 100円			
桑名市多度テニスコート	9時～11時	500円		桑名市民以外の者が 利用する場合の使用 料は、当該使用料の倍 額とする。
	11時～13時	500円		
	13時～15時	500円		
	15時～17時	500円		
	17時～19時	500円		
	19時～21時	500円		
	照明料金は1時間につき720円			
桑名市長島運動公園テニスコート	日出～8時	500円	桑名市民以外の者が利用する場合 月曜日～土曜日 1区分830円 日曜日・祝日 1区分1,660円	
	8時～10時	500円		
	10時～12時	500円		
	12時～14時	500円		
	14時～16時	500円		
	16時～日没	500円		

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

[修正後]

第6 テニスコート使用料

施設名	使用料及び区分（1面につき）		
桑名市立花公園テニスコート	8時～10時	520円	
桑名市大山田第二公園テニスコート	10時～12時	520円	
	12時～14時	520円	
桑名市こばさか公園テニスコート	14時～16時	520円	
	16時～18時	520円	
桑名市総合運動公園テニスコート		一般	中学生以下
	6時～9時	1,030円	520円
	9時～11時	1,030円	520円
	11時～13時	1,030円	520円
	13時～15時	1,030円	520円
	15時～17時	1,030円	520円
	17時～19時	1,540円	770円
	19時～21時	2,060円	1,030円
	ロッカー使用 1ボックス 1回		
桑名市多度テニスコート	9時～11時	210円	
	11時～13時	210円	
	13時～15時	210円	
	15時～17時	210円	
	17時～19時	210円	
	19時～21時	210円	
	(1) 照明料金は1時間につき720円 (2) 回数券は200円券11枚分で2,000円、700円券11枚分で7,000円とする。 (3) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。		
桑名市長島運動公園テニスコート	日出～8時	310円	桑名市民以外の者が利用する場合 月曜日～土曜日 1区分520円 日曜日・祝日 1区分1,030円
	8時～10時	310円	
	10時～12時	310円	
	12時～14時	310円	
	14時～16時	310円	
	16時～日没	310円	

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。



〔修正前〕

第7 プール使用料

1 桑名市民プール

区分		使用料
個人利用	大人（高校生以上）	1人2時間まで400円。2時間を超える1時間ごとに200円
	小人（中学生・小学生）	1人2時間まで200円。2時間を超える1時間ごとに100円
専用利用	平日	9時～12時の1時間につき 1,500円
		12時～18時の1時間につき 2,250円
	土曜日・日曜日・祝日	9時～12時の1時間につき 2,250円
		12時～18時の1時間につき 3,000円
駐車場使用料		1台 300円

備考

- (1) 専用利用とは、プールの一部（50メートル・25メートル）を専用で利用する場合をいう。
- (2) 専用利用の場合、桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

2 桑名市長島B&G海洋センタープール

利用区分		時間区分		
		9時～12時	13時～17時	18時～21時
専用利用		1,500円	1,500円	3,000円
個人利用	高校生以下	150円	150円	150円
	一般	300円	300円	300円

備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 2以上の時間区分にわたって利用する場合は、それぞれの区分の合計額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間の含むものとする。

[修正後]

第7 プール使用料

1 桑名市民プール

区分		使用料
個人利用	大人（高校生以上）	1人2時間まで310円。2時間を超える1時間ごとに150円
	小人（中学生・小学生）	1人2時間まで100円。2時間を超える1時間ごとに50円
専用利用	平日	9時～12時の1時間につき 1,030円
		12時～18時の1時間につき 1,540円
	土曜日・日曜日・祝日	9時～12時の1時間につき 1,540円
		12時～18時の1時間につき 2,060円
駐車場使用料		1台 210円

備考

- (1) 専用利用とは、プールの一部（50メートル・25メートル）を専用で利用する場合をいう。
- (2) 専用利用の場合、桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

2 桑名市長島B&G海洋センタープール

利用区分		時間区分		
		9時～12時	13時～17時	18時～21時
専用利用		1,030円	1,030円	2,060円
個人利用	高校生以下	50円	50円	100円
	一般	100円	100円	210円

備考

- (1) 桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。
- (2) 2以上の時間区分にわたって利用する場合は、それぞれの区分の合計額とする。
- (3) 利用時間には、準備及び原状回復のための時間の含むものとする。

[修正前]

第8 多目的体育施設等使用料

施設名		使用料及び区分			
桑名市総合運動公園サッカー場	メイングラウンド	6時～7時	2,500円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。	
		7時～8時	2,500円		
		8時～9時	2,500円		
		9時～10時	2,500円		
		10時～11時	2,500円		
		11時～12時	2,500円		
		12時～13時	2,500円		
		13時～14時	2,500円		
		14時～15時	2,500円		
		15時～16時	2,500円		
		16時～17時	2,500円		
		17時～18時	2,500円		
		サブグラウンド	6時～7時		
	7時～8時		1,800円		
	8時～9時		1,800円		
	9時～10時		1,800円		
	10時～11時		1,800円		
	11時～12時		1,800円		
	12時～13時		1,800円		
	13時～14時		1,800円		
桑名市総合運動公園多目的運動広場	9時～13時	無料			
	13時～17時				
桑名市総合運動公園デイキャンプ場	1 テーブル 1 日につき 1,500円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。			
桑名市多度アイリスパークグラウンド	7時～10時	4,110円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。		
	10時～13時	4,110円			
	13時～16時	4,110円			
	16時～19時	4,110円			
一部利用をする場合は、面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2(10円未満の端数は、切り上げる。)とする。					
桑名市長島運動公園	サッカー場 ソフトボール場	1面1区分につき		桑名市民以外の者	
				月曜日～土曜日	日曜日・祝日
		日出～8時	420円	1,400円	2,100円
		8時～12時	700円	2,800円	4,200円
		12時～16時	700円	2,800円	4,200円
	16時～日没	420円	1,400円	2,100円	
	サッカー場を分割 利用する場合	早朝・夕方 1面につき 140円 午前・午後 1面につき 560円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。		

桑名市大山田第二公園運動広場	9時～13時	1,840円	桑名市民以外の者が利用する場合の 使用料は、当該使用料の倍額とする。
	13時～17時	1,840円	
桑名市星川公園運動広場	9時～13時	2,000円	桑名市民以外の者が利用する場合の 使用料は、当該使用料の倍額とする。
	13時～17時	2,000円	
桑名市九華公園相撲場	無料		

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。

[修正後]

第8 多目的体育施設等使用料

施設名		使用料及び区分					
桑名市総合運動公園サッカー場	メイングラウンド	6時～7時	2,060円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。			
		7時～8時	2,060円				
		8時～9時	2,060円				
		9時～10時	2,060円				
		10時～11時	2,060円				
		11時～12時	2,060円				
		12時～13時	2,060円				
		13時～14時	2,060円				
		14時～15時	2,060円				
		15時～16時	2,060円				
		16時～17時	2,060円				
		17時～18時	2,060円				
		サブグラウンド	6時～7時			1,500円	
	7時～8時		1,500円				
	8時～9時		1,500円				
	9時～10時		1,500円				
	10時～11時		1,500円				
	11時～12時		1,500円				
	12時～13時		1,500円				
	13時～14時		1,500円				
	14時～15時		1,500円				
	15時～16時		1,500円				
	桑名市総合運動公園多目的運動広場	9時～13時	無料				
13時～17時							
桑名市星川公園運動広場	9時～13時						
	13時～17時						
	7時～10時	4,110円	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、1区分10,290円とする。				
	10時～13時	4,110円					
13時～16時	4,110円						
16時～19時	4,110円						
		<p>(1) 一部利用をする場合は、面積を1/2の区分利用とし、その使用料は、当該使用料の1/2（10円未満の端数は、切り上げる。）とする。</p> <p>(2) 回数券は、2,000円券11回分で20,000円とする。</p> <p>(3) 回数券の期限は、発行の日から2年以内とする。</p>					
桑名市長島運動公園	サッカー場 ソフトボール場	1面1区分につき		桑名市民以外の者			
				月曜日～土曜日	日曜日・祝日		
		日出～8時	310円	1,030円	1,540円		
		8時～12時	520円	2,060円	3,090円		
		12時～16時	520円	2,060円	3,090円		
		8時～16時	1,030円	4,110円	6,170円		
	16時～日没	310円	1,030円	1,540円			
サッカー場を分割 利用する場合	早朝・夕方1面につき 100円 午前・午後1面につき	桑名市民以外の者が利用する場合の使用料は、当該使用料の倍額とする。					

		410円	
桑名市大山田第二公園運動広場	9時～13時	1,540円	桑名市民以外の者が利用する場合の 使用料は、当該使用料の倍額とする。
	13時～17時	1,540円	
桑名市九華公園相撲場	無料		

備考 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。